

第5期雄武町総合計画 前期実施計画書 兼 事務事業事後評価調書

No. 0904022

政策目標	4 うるおい・雄武～生活環境・生活基盤の充実～	会計区分	1 一般会計	【全体計画内容】※前期実施計画期間外の計画期間を有する場合のみ記載 平成20年度～ 事業費:200千円 計画内容:運営費補助
基本施策	20 防犯・交通安全の推進	事業優先度	B	
単位施策	1 防犯体制の強化	政策事務分類	3 単独自治事務(その他)	
事業名	消費者協会運営補助事業	見直し年度		
事業期間	平成20年度～平成24年度	担当課	9 産業振興課	
事業主体	雄武町	関係課	4 住民生活課	
事業指標	消費者問題		6 地域包括支援センター	
事業目標	消費トラブル相談件数 20件	ハード/ソフト事業区分	2 ソフト事業	
住民参加	2	関係例規・法令名		
住民協働		関係個別計画名		

全体計画		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
事業内容		事業内容	事業内容	事業内容	事業内容	事業内容
計 画 内 容	消費者協会への運営費補助	消費者協会への運営費補助 ・消費苦情相談 ・消費トラブル防止啓発 ・消費価格調査 ・その他	消費者協会への運営費補助 ・消費苦情相談 ・消費トラブル防止啓発 ・消費価格調査 ・その他	消費者協会への運営費補助 ・消費苦情相談 ・消費トラブル防止啓発 ・消費価格調査 ・その他	消費者協会への運営費補助 ・消費苦情相談 ・消費トラブル防止啓発 ・消費価格調査 ・その他	消費者協会への運営費補助 ・消費苦情相談 ・消費トラブル防止啓発 ・消費価格調査 ・その他
	事業費(千円)	1,000	200	200	200	200
計 画 事 業 費	財源内訳					
	国庫支出金	0				
	道支出金	0				
	地方債	0				
	その他	0				
一般財源	1,000	200	200	200	200	
実 績 事 業 費	事業費(千円)	1,000	200	200	200	200
	財源内訳					
	国庫支出金	0				
	道支出金	0				
	地方債	0				
その他	0					
一般財源	1,000	200	200	200	200	
関 連 事 項	(特定財源の詳細等)					
	【評価・実績】	(実施内容等) 消費者協会への運営費補助 消費トラブル相談件数 2件	(実施内容等) 消費者協会への運営費補助 消費トラブル相談件数 3件 消費者被害防止研修会の実施 消費者被害防止ネットワークへの協力 消費者相談事業 ※前年度評価結果 A-継続/現状維持	(実施内容等) 消費者協会への運営費補助 消費トラブル相談件数 2件 消費者被害防止研修会等の実施 消費者被害防止ネットワークへの協力 消費者相談事業 ※前年度評価結果 A-継続/現状維持	(実施内容等) 消費者協会への運営費補助 消費トラブル相談件数 1件 消費者被害防止研修会等の実施 消費者被害防止ネットワークへの協力 消費者相談事業 ※前年度評価結果 A-継続/現状維持	(実施内容等) 消費者協会への運営費補助 消費トラブル相談件数 1件 消費者被害防止研修会等の実施 消費者被害防止ネットワークへの協力 消費者相談事業 ※前年度評価結果 A-継続/現状維持
	第4期総合計画関連 (継続有り)	年度目標値	相談件数20件	相談件数20件	相談件数20件	相談件数20件
	年度達成率	100%	100%	100%	100%	100%
	全体達成率	20%	40%	60%	80%	100%
事業進捗状況	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	

事業名	消費者協会運営補助事業	評価者 管理職 職氏名	産業振興課長	石井弘道
		評価者 作成者 職氏名	商工観光係長	河原 学

■事務事業の目的・内容(Plan・Do)

【誰、何が(対象)】	雄武町消費者協会	望ましい指標(目的達成状況を最も端的に表す理論上の成果指標)	消費相談件数		
【抱える課題やニーズは】	協会事業の運営(会費徴収)は健全だが、協会員の高齢化、消費相談体制(専門者育成)の不足が課題となっている。		指標(指標計算式/解説)	目標値及び実績値	
【どのような状態になることを目指したのか(意図)】	会員の活動強化、消費相談専門体制の確立により、通年恒久的な消費対策事業の実施・啓発。		① 消費相談件数	目標年度	平成24年度
【その結果、どのような成果を実現したいか】 ※成果=目的	町民(消費者)の日常消費生活上の安全性が確保される。			目標値	20件
			実績値	1件	
			達成度	5.0%	
		②	目標年度	年度	
			目標値		
			実績値		
			達成度	#DIV/0!%	
【内容(どのような手段で何を行ったか)】	運営補助金補助	毎月20日に行われる定例消費相談、協会員向け情報提供、消費生活展の開催等、協会の活動に対する補助			

■事務事業の評価(Check)

(1)事務事業の必要性(町民ニーズ、社会情勢に照らして妥当か、町が担う必要があるか。当該事業を実施しない場合の支障、既存事業との機能重複や見直しによる対応可能性)

必要	<input type="checkbox"/>	義務的なもの	組織の運営は健全だが、消費相談に対応する専門員の育成が急務であり、町が事務局を担う状況の解消、民間レベルでの運営体制の確立が必要と考える。
必要/概ね必要	<input type="checkbox"/>	全部	
/課題あり	<input type="checkbox"/>	一部	

(2)事務事業の有効性(期待する効果が得られたか)

概ね有効	設定した目標値の達成状況	現実には消費相談対応は事務局が行っており、その点においては課題が残る。啓発事業等の活動については概ね達成しているものと判断する。
	<input checked="" type="checkbox"/> 達成	
	<input type="checkbox"/> ほぼ達成	
有効/概ね有効	<input type="checkbox"/> 下回る	
/課題あり		

(3)事務事業の効率性(コストに見合った効果が得られたか、計画上のコストを下げる工夫をしたか)

効率的	判断の理由	運営補助金については、原状の運営状況から必要最低限の補助であり、充分削減しているものと判断する。
	<input type="checkbox"/> 事業費抑制	
	<input type="checkbox"/> 人員削減	
	<input checked="" type="checkbox"/> その他	
効率的/概ね効率的		
/課題あり		

(4)事務事業の公平性

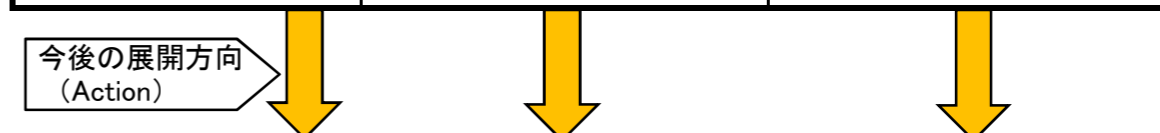
公平	判断の理由	任意団体ではあるが、町民広くを対象とした相談業務・啓発活動等を行っており、公平性は確保されていると判断する。
	<input type="checkbox"/> 受益者負担がある	
	<input type="checkbox"/> 受益者負担がない	
	<input checked="" type="checkbox"/> 受益が一部に偏る	
公平/概ね公平		
/公平でない		

■その他特記事項(アンケート調査など外部評価を受けた場合は、その旨記入)

■総合評価【A~D】

A: 計画通り事業が進んでいる。目標が達成された。今後も計画通り事業を進めることが適当 等
 B: ほぼ計画どおりに進んでいるが目標を達成していない。事業の進め方に改善が必要 等
 C: 当初の計画を達成できていない。事業規模、内容、実施主体等の見直しが必要 等
 D: 事業効果が表れていない。事業の統合、休・廃止の検討が必要 等

自己評価(一次評価)	評価会議評価(二次評価)	町長評価(三次評価)
A		
会員の高齢化、消費相談専門員の育成等の課題等が解消されるまでは、現状どおり事業を進めることが適当と判断する。		



継続/現状維持		
会員の高齢化、消費相談専門員の育成等の課題等が解消されることにより、消費者のニーズに応えるサービスが行え、消費者が安全に生活できる体制が構築できる。		

※展開方向の区分
 継続/現状維持又は拡充又は縮小又は統合又は内容の見直し・変更
 終了 休止 廃止